

つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例（案）に対する
意見の内容および市の考え方

意見提出期間	令和 2年11月25日（水）～令和 2年12月24日（木）		
意見提出者数	1 人	意見件数	1 件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	第1条の目的について	空家等対策の推進に関する特別措置法後のあり方は、空家等の活用も盛り込んだ「総合的空き家対策推進条例」であると思われる。つくばみらい市は、法に基づき空家対策計画を作り、その中で、空家対策協議会で計画の推進を行っています。また、空家等及びその跡地（空地）の有効活用を促進していくための方策を検討し、空き家バンクの利活用もしています。そのことから、空家等の活用を盛り込んだ「総合的空き家対策推進条例」の策定が望まれる。	1	<p>■原案どおりとします。</p> <p>この条例案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、国が策定した基本指針に即して、市町村が講ずるべき空家等に関する措置について、その法律の円滑な運用のために必要な事項を定めるものです。</p> <p>そのため、ご意見のありました空家等の有効活用等の施策については、今回の条例案とは別の空家等対策計画や要綱等により取り組んで参ります。</p>